

第17回外国弁護士制度研究会 議事録

第1 日 時 平成21年10月22日(木) 自 午後3時00分
至 午後5時00分

第2 場 所 弁護士会館16階 来賓室

議 事

伊藤座長 それでは、始めたいと思います。御多忙中のところをお集まりいただきましてありがとうございます。全員おそろいのようなので、ただいまから第17回外国弁護士制度研究会を始めたいと存じます。

最初に、配布資料についての説明を渡邊幹事からお願いいたします。

渡邊幹事 本日の配布資料は、新たにお配りしました資料が3点、以前の研究会でお配りしました資料が2点ございます。

まず、新たにお配りしました資料は、資料28から資料30までです。

資料28は、「事務所に対する規制について」と題する書面でございます。

資料29は、特に表題はありませんが、弁護士法人、A法人、B法人など書いた一覧表でございます。

資料30は、これは越委員から寄せられた「「不当関与」の一類型について」と題する書面でございます。

次に、以前の研究会でお配りしたのですが、本日の審議の参考に資するため改めてお配りさせていただいた資料です。資料26の「外国弁護士制度研究会 ― 中間取りまとめ ―」と題するもの、資料15-4の「懲戒制度の比較」と題するものを改めて配布させていただきました。

以上でございます。

伊藤座長 それでは、早速、本日の研究会の議事に入りたいと思います。まず、幹事から、今後検討すべき論点についての提案があるということですので、その点の紹介を渡邊幹事からお願いいたします。

渡邊幹事 前回の研究会では、中間取りまとめに寄せられた各方面からの御意見を踏まえて、様々な御意見を頂戴しました。事務局としましては、最終報告に向けて更なる御審議をいただきたいと考えているところですが、なお検討すべき新たな論点について、座長に御相談しながらいろいろ検討してまいりました。その結果、新たに御検討いただきたい論点として三つほど提案させていただくこととしました。

まず、1点目は、B法人の従たる事務所に対する規制の在り方についてです。

次に、2点目は、法人の名称についてです。前々から法人の名称について検討してはどうかという御指摘がございましたので、A法人及びB法人の名称を論点とさせていただきます。

また、3点目は、組織変更の在り方についてです。パブリックコメントやこの研究会においても御指摘がありましたが、既存の弁護士法人制度に加えて、A法人制度、B法人制度が新たに導入された場合、これらの法人間の組織変更を認めるのかどうか、認めるとして、どのような点に留意した制度設計にすべきなのか、こういった点について御議論いただきたいと思っております。

これら3点の論点について、これから御審議いただきたいと考えております。

なお、中間取りまとめに対する日弁連からの御意見には、今申し上げた3点の論点のほかに、懲戒制度の在り方についても議論すべきではないかといった御意見がありました。ただ、この懲戒制度の在り方につきましては、この研究会の中では、その詳細な制度設計について

まで御議論いただかなくてもよいのではないかと考えているところでございます。

柳幹事 日弁連では確かに「中間取りまとめ」に対して意見書を出しましたが、今渡邊幹事から御説明いただいたとおり、それは、この制度が立ち上がるまでに検討しなければいけない論点であるという趣旨で御提示させていただきただけであって、この研究会で取り上げて特段検討していただくということまで考えていたものではございませんので、そのような座長と幹事間との取りまとめの方向性で結構であるという考え方でございます。

伊藤座長 それでは、ただいまの点も含めまして、幹事から「検討すべき論点」と「検討の順序」についての紹介がございました。これに関して何か御質問、御意見はございますでしょうか。

松木委員 経団連の意見と、一つの弁護士事務所の方の意見の中の不当な関与の問題、今日、越委員からもいただいておりますが、これもイシューの一つとして取り上げる形になるのでしょうか。

伊藤座長 後ほどその点についても若干の意見交換をお願いして、最終取りまとめの中でどういう形になるかは別ですが、若干の意見交換を本日もお願いしようかと考えております。

よろしいでしょうか。それでは、ただいま幹事から紹介がございましたような論点を、そういった順番で、ここでの審議を進めさせていただきたいと思っております。

そこで、本日はまず、B法人の従たる事務所に対する規制の在り方についての検討をお願いしたいと思います。論点の趣旨ですとか、それを取り巻く様々な状況を検討した配布資料がございましたので、幹事からの説明を聞いた後に、各委員の皆様の御意見を伺いたいと存じます。それでは、渡邊幹事、どうぞよろしく願いいたします。

渡邊幹事 それでは御説明いたします。

まず、お手元の資料28に沿って御説明したいと思っておりますが、資料26と資料29も御用意いただけたらと思っております。

それでは資料28を御覧ください。

「事務所に対する規制について」ということで、B法人の事務所に対する規制を中心に御議論いただきたいと思います。また、A法人の事務所に対する規制についても、もう一度御議論いただきたいと思いますと考えております。

資料26の12頁、(注6)を御覧ください。真ん中あたりですが、弁護士法人については、複数の法律事務所を設置することが許容されております。もっとも、その弁護士法人の各法律事務所の業務の適正な遂行を確保するため、社員である弁護士の常駐が義務付けられているとともに、その法律事務所の所在する地域の弁護士会による指導・監督の実効性を確保するため、常駐すべき社員が当該弁護士会の会員でなければならないこととされております。弁護士法人制度では、このような仕組みになっておりますが、同じくB法人制度についても、複数の事務所を設置することを許容するものとした上、その事務所における規制の在り方、すなわち、各事務所における適正な業務の遂行を確保するためにどのような措置を講ずるべきかというのが、ここでの論点でございます。

各論として三つほど論点があると考えております。資料28を御覧ください。

まず、一つ目の論点ですが、(1)「論点1－社員の常駐義務」とあるところでございます。「B法人が複数の事務所を設置することを許容するものとした上、各事務所については、弁護士法人の場合と同様に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員（弁護

士又は外国法事務弁護士)の常駐を義務付けるものとする事について、どのように考えるのか。」、ということでございます。

次に、二つ目の論点でございます。もう一度、資料26の12頁にお戻りください。(注7)とあるところの1.を御覧ください。既に制度化されている弁護士法人においては、公益的活動の一環として、いわゆる弁護士過疎地域に社員が常駐しない従たる法律事務所を設ける必要性が特に認められることから、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会の許可により社員の常駐義務を解除する例外的措置が講ぜられています。弁護士法人制度においてはこのような仕組みが設けられているところでございますが、B法人制度についても同じような例外的措置を講ずるものとするかどうか、これが二つ目の論点でございます。

もう一度、資料28にお戻りください。B法人制度においては、日本法に関する法律事務と外国法に関する法律事務を取扱業務とすることを想定しているため、B法人は弁護士法人と同様の業務を行うこととなります。そこで、この論点2とあるところに記載しているとおり、従たる事務所における社員の常駐義務について、弁護士法人の場合と同様に、当該事務所の所在する地域の弁護士会が常駐しないことを許可したときに、その義務を解除する例外的措置を講ずるものとする事について、どのように考えるか、ということでございます。

次に、三つ目の論点でございます。B法人が複数の事務所を設けることを許容するものとした場合、B法人は、いろいろな地域に事務所を設けて、それぞれの事務所で法律事務を取り扱うこととなります。その法律事務の内容は日本法に関するものであることもあるし、外国法に関するものであることもございます。ところが、論点1の考え方、すなわち、B法人の事務所に社員の常駐を義務付けるものとする考え方を採用した場合には、論理的には、ある事務所に常駐する社員が弁護士である場合もあれば、外国法事務の弁護士である場合も考えられることとなります。そうしますと、弁護士である社員が常駐していない事務所、言い換えると、外国法事務弁護士である社員しか常駐していない事務所において日本法に関する法律事務が取り扱われる事について、どのように考えるのか、こういった問題点が出てくるわけでございます。

そこで、資料28の(3)にお戻りいただきまして、「論点1の考え方を採用した場合に、弁護士である社員が常駐していない事務所においては、日本法に関する法律事務を取り扱うことができないものとする事について、どのように考えるか。」という論点を提案させていただきます。

なお、このような考え方については先例がございまして、資料28の2頁目を御覧ください。司法書士法第39条、第40条を紹介させていただきました。司法書士には、一般の司法書士と簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる認定司法書士がございまして。司法書士法人は、一般の司法書士業務のほかに、定款で定めることによって簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができるようになります。司法書士法人は、いろいろな地域に事務所を設けて業務を行うことができますが、その司法書士法人が定款により簡裁訴訟代理等関係業務を行うこととしている場合であっても、認定司法書士である社員が常駐していない事務所においては、簡裁訴訟代理等関係業務を取り扱うことができないという規制が設けられているところでございます。このような考え方もあるところでございますので、同じようにB法人の場合も司法書士法人の場合と同様の考え方を採用するのはどうかというのが、論点3でございます。

次に、2. の「A法人の事務所について」とあるところでございます。

もう一度資料26の4頁の(2)を御覧ください。当研究会の中間取りまとめにおきましては、A法人の事務所に対する社員の常駐義務の関係で、4頁の4. の(2)にあるような考え方を採用するという方向で取りまとめがされました。「弁護士法人の従たる法律事務所における社員の常駐義務については、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会が常駐しないことを許可したときにその義務を解除する例外的措置が講ぜられているが、A法人の従たる事務所における社員の常駐義務については、そのような例外的措置を講じないものとする。」、このようなことで意見の一致を見たところでございます。

そして、このような考え方で意見の一致を見たところでございますが、13頁の上の方の(注7)の2. を御覧ください。当研究会では、A法人の従たる事務所における社員の非常駐許可制度を設けることの是非について、現時点においては先ほど申し上げた考え方を採用するが、外国法事務弁護士事務所が東京に一極集中している現状や、地方における外国法に関する法律事務に対する需要の動向等を十分に見極めつつ、将来の課題として引き続き検討すべきであるとする中で意見の一致を見た、なお、A法人の従たる事務所について社員の非常駐許可制度を設ける場合には、常駐義務を解除するための要件、当該要件の判断権者等の在り方について更に検討を進める必要がある、このようなことで中間取りまとめがされ、これがパブリックコメント手続に付されることになりました。

その結果、欧米の関係団体から、中間取りまとめの提案内容について反対の御意見がございました。このような御意見が寄せられたことを踏まえまして、B法人の事務所に対する規制についての御検討と併せて、A法人の従たる事務所における常駐義務を解除する例外的措置を講ずることの是非についても一度御議論いただくのがよいのではないかとということで、改めて論点として提示させていただきました。

次に、資料29を御覧ください。大変複雑な表になっておりますが、この表のねらいは、今申し上げた考え方を設例ごとに当てはめていくとどのようになるのかということを整理して、B法人の事務所に対する規制の在り方を御検討いただくというものです。その際、弁護士法人制度の場合かどうか、A法人制度の場合かどうかというように、他の法人制度における考え方も併せて整理して、すべての法人制度についての考え方を一覧できる方が議論に資するだろうということで、三つの法人制度のすべてについて整理した表を作成させていただきました。

この表の見方ですが、真ん中よりやや上にB法人①とありますので、これを例にとって御説明します。一番左に「案件」とございますが、これは法人が取り扱う案件を意味しています。案件の内容ごとに、日本法、A国法、B国法、C国法というように分けて記載しています。次に右の方を御覧いただきますと、「主たる事務所」「従たる事務所(常駐)」「従たる事務所(非常駐)」と記載されています。B法人は、主たる事務所を当然設けることになりますし、従たる事務所を設けることもできる。先ほどの論点の関係でいきますと、事務所には必ず社員を常駐させなければならないこととなりますが、更に、論点2の考え方のとおり、非常駐許可制度を設けるものとした場合には、社員が常駐していない従たる事務所も設けられることとなります。このように、B法人については、主たる事務所のほか、社員が常駐する事務所、社員が常駐しない事務所が設けられることが考えられますので、それぞれの事務所において、社員が常駐する場合にはどのような資格をもつ社員が常駐しているのか、

その場合には、その事務所においてどのような法律事務が取り扱われることとなるのか、取り扱えるとしてもどのような規制がかかってくるのか、さらには、社員が常駐しない事務所については、その事務所においてどのような法律事務が取り扱われることとなるのか、取り扱えるとしてもどのような規制がかかってくるのか、これらをすべて整理しました。

B法人①の設例は、弁護士、A国法を原資格法とする外国法事務弁護士、B国法を原資格法とする外国法事務弁護士の3人が社員として設立した法人です。

主たる事務所に常駐している社員が弁護士である場合ということで、弁護士の欄の下に「常駐」と記載しています。

次いで、従たる事務所（常駐）には、A国法を原資格法とする外国法事務弁護士と、B国法を原資格法とする外国法事務弁護士がそれぞれ常駐している場合ということで、外弁（A国法）の欄の下に「常駐」、外弁（B国法）の欄の下に「常駐」とそれぞれ記載しています。

このような設例の場合、まず、主たる事務所には弁護士である社員が常駐していますから、この事務所ではすべての案件を取り扱うことができますこととなります。ですから、「取扱いの許否」については、「日本法」、「A国法」、「B国法」、「C国法」の案件のすべてについて「○」と記載しています。

次に、従たる事務所（常駐）というところですが、まず「取扱いの許否」というところを御覧ください。この従たる事務所（常駐）とある事務所においては弁護士である社員が常駐しておりませんので、先ほど申し上げた論点3の考え方を採用した場合には、この従たる事務所では日本法に関する法律事務については取扱いが禁止されることとなります。したがって、「日本法」の欄は「取扱い禁止」と記載しています。

他方、その外のA国法からC国法までの外国法に関する法律事務につきましては、外国法事務弁護士である社員が常駐しておりますので、いずれの案件についても取り扱うことができるのだけれども、その原資格法がどの外国法であるかによって書面助言が必要な場合がありますので、そのような場合には「○（書面助言）」と記載させていただいております。

さらに、一番右の「従たる事務所（非常駐）」というところですが、仮に、地方に事務所を設けて、その所属弁護士会の許可を得て社員の非常駐が認められた場合、その事務所には社員が一切常駐しないということになります。この場合、B法人は日本法に関する法律事務、外国法に関する法律事務のすべての案件を取り扱うことができますので、この「取扱いの許否」とあるところの下の案件すべてについて「○」と記載しています。もっとも、社員は常駐していないものの、法人業務として意思決定され、内部的に執行行為がされ、代表行為が行われるわけですから、日本法に関する法律事務については、他の事務所に常駐している弁護士である社員のみが今申し上げたような行為を行わなければならないということで、「日本法」については「弁護士のみ」と、「A国法」から「C国法」までについては、どの社員が業務執行社員となるかによって、全く規制なく取扱いができる場合もあれば、書面助言が必要な場合もあるということで、「A国法」、「B国法」、「C国法」については、「業務執行社員により、書面助言が必要な場合あり。」と記載しています。

また、B法人②からB法人⑥までの表でございますが、これは、弁護士1名と外国法事務弁護士2名が社員となる法人ということではB法人①の設例と変わりはありませんが、それぞれの社員が常駐している事務所がB法人①の設例と異なる設例を挙げて、その場合に、B法人①の場合とどのように規制が異なってくるのかということ整理したものでござい

す。基本的な考え方は今申し上げた説明のとおりで、異なるところはございません。弁護士法人の場合、A法人の場合についても、表の見方は同じです。

説明は以上でございます。

伊藤座長 それでは、ただいま渡邊幹事から、明快ではありますが、やや複雑な内容のこの説明がございました。大きく分けると、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となっているB法人についての問題と、外国法事務弁護士のみが社員となっているA法人の問題ということになりますが、資料の順番に従いまして、B法人について常駐義務、それから常駐義務の解除、それから事務所における法律事務の取扱いという論点1ないし3についてまず議論していただいて、その上で、A法人、外国法事務弁護士のみを社員とする法人についての常駐ないし常駐義務の解除の問題を議論していただくのがよろしいかと思えます。

そこで、まずB法人に関する論点1ないし3に関しての御質問でも結構ですし、御意見を頂戴できればと思います。

牛島委員 質問でございます。資料29のB法人④、⑤、⑥はいずれも主たる事務所に弁護士がいない、従たる事務所に弁護士がいると、こういう想定だと思いますが、こういうものもB法人として認めるということは当然なのでしょうか。つまり、主たる事務所が混合法人であると。混合法人というのはB法人ですね。ところが、行ってみたら、弁護士さんはいなくて、外弁さんだけがいる。弁護士さんはどこにいますかと聞いたら、従たる事務所にいると。そういうのはありと言われれば、別に駄目だという理由もないような気もするのですが、それは駄目だということもあり得るのかなという気もするのですが、その辺はいかがなのでしょう。

渡邊幹事 B法人は、弁護士である社員と外国法事務弁護士である社員とから成る法人であるという前提で議論を進めさせていただいています。したがって、B法人が複数の事務所を設けることを許容した場合、主たる事務所が設けられることは当然のこととして、他に従たる事務所も設けられて複数の事務所が設けられる場合が想定されます。その複数の事務所に社員をどのように配置していくかというのは法人の運営の在り方の問題だと思います。仮に、社員の配置の在り方について規制を設けるのであれば、今牛島委員から御質問のあったような規制を設けるのが適切なかどうかということが議論になりますでしょうし、そのような規制を設ける必要がないということであれば、論理的にはこのような場合もあるであろうということで、現実問題として設例のような事象が起きるのかどうかということは別にして、少なくとも論理的にはあり得るということで、このような表を作成した次第でございます。

牛島委員 なるほど。ありがとうございます。よく分かりました。

私は何だか、頭からB法人は混合法人と呼ばれてきたぐらいだから、当然主たる事務所に行ったら弁護士さんと外弁さんがいるのかと。それを前提とした上で従たる事務所にだれがいくのかという問題なのかなと思っていました。渡邊幹事のおっしゃるとおりで、理屈としていろいろあるのは分かりますが、そういうものでなければならないかどうか、私はどちらにしなければならぬとは必ずしも思わないのですが、しかし主たる事務所がそもそも片方だけというのも、ありでいいのかなということは、又質問として皆さんに投げ掛けてみたい気がいたします。

松木委員 「主」「従」という言い方に今なっているのですけれども、会社で言ったら本店所

在地みたいなところに全体の登記みたいなのがあって、その役員なり何なりが、支社にはだれがいるとかそういう区分けになり、最初に作ったところの情報を見たら、ここの事務所というのはどういう事務所であるというのは、そこで全部分かると、こういう形になるのか。今の考え方でいくと、主たる事務所というのは本当にそこに常駐している人の情報しかそこには書いていなくて、従たる事務所のところにはそこにいる人しか書いていないと、こういう体制になるのですか。これも質問なのですから。

越委員 併せまして質問なのですが、今のお話は、「主」と「従」それぞれの定義の問題だと思います。それらがどこかの実定法に定義されているのであれば教えてほしいということが一つ。

それから、常駐の定義ですね。「こういうものを常駐という」という定義はどこかに定められているのであれば御教示願いたいと思います。

伊藤座長 これは現在の弁護士法人でも当然そういうことが前提になっていると思いますので、どうでしょうか。

高中委員 まずお手元の日弁連の法規集の631頁をお出しいただきたいと思います。ここに明快に書いてございます。「法人規定に関する常駐等の確認事項」というものがございます。理事会で決議をいたしまして、日本全国これで運用すると、こういう基準であります。

まず第1は常駐の解釈基準になっております。これは弁護士法30条の17で「支所」、
「支店」という言葉は私は好きではないので「支所」と呼びますけれども、支所に必ず社員がいなければいけないとした立法趣旨は弁護士法72条を貫徹すると、非弁の取締り。城代家老は、主君が江戸へ参勤交代して留守にしているも必ずいたように、そういう人がいなければやはり秩序は保たれないと、こういう発想でございます。必ず社員がいると。1年目の使用人という、いわゆる平社員みたいなものが行っては駄目ですよ。責任ある人が常駐しなさいと、こういう建付けになっております。

その解釈基準が二つございまして、1は形式的な要件で、2に、一から五まで書いてございますが、これが具体的な日弁連の運用基準になってございます。だから、何日いろというふうには、常駐が例えば1週間のうちに3日必ずいろ、4日いろというわけではないのですが、これの要件がとれない。例えば五でございまして、何度電話連絡をとっても電話に出ないということであると、常駐について疑念が持たれると、こういうわけでございます。

次に、念のために非常駐許可基準を申し上げておきますが、もう一度弁護士法30条の17に戻っていただきたいのですが、この会則集ですと前の方になってございます。非常駐の許可制度を設けたのはどういうものが対象かという、ただし書以下でありまして、当該従たる法律事務所の所在する地域の弁護士会が、「当該従事務所の周辺における弁護士の分布状況、その他の事情」と、これしか書いてございません。ただ、立法者によれば、これはあくまでも過疎地対策と、こういうふうに聞いているところでもあります。日弁連は、非常駐許可はあくまでも過疎地対策であると考えて、もう一度631頁に戻っていただきたいわけですが、非常駐許可基準をつくってございます。これによれば、1と2、どちらかと、or になってございますが、基本的には日弁連のひまわり基金の弁護士、過疎地域であること、具体的にはと例示してございます。支部管内に地域を1単位として、そこに弁護士が3名以下しかしない。4人いない。あるいはこれに準ずる地域が一つ。もう一つは、フアジーな規定になっていますが、地理的、行政的、経済的、文化的にまとまりのある地域を1単位と

して、そこに3人しかいない。つまり、支部というくくりができない場合。いずれにしても弁護士が3人ということで、一つのまとまりのある地域の中で3人しかいないというので、そこに日弁連のひまわり基金公設事務所というのがあるわけですが、日弁連のひまわり基金を支出するに値する地域でなければ非常駐許可の地域には当たらないという解釈であります。

もう一つが、厳密には例えば4人いたという地域であっても、弁護士に対するニーズのある地域で、社員の常駐を困難とする理由が存置すること。すなわち、常に1週間のうち5日も6日も、ある社員が張りついていなければいけないというのは困難であるという理由が存置しなければいけない、こういうわけでございます。

あとはよろしいかと思えます。ちなみに、先ほどうちの職員に弁護士白書を持ってきてもらって、現状どんな運用になっているか、ちょっと御披露すると、先生方の今後の御議論の参考になると思えます。今の弁護士法人の数は277あるそうです。そのうち、解散に至ったものもかなりあるようでありまして、全部足すと数字が合わないのですが、ぱっと数字を申しませう。2002年が77、2003年が37、2004年が47、2005年が38、2006年が33、2007年が56設立されました。数と合いませんので、それは逆に言えば、結果か何か知りませんが、解散しているということでもあります。

次に、非常駐の関係で、従たる事務所の関係の御説明をさせていただきます。2008年ですから去年3月末時点での10事務所の合計数であります。設立している弁護士法人は78、現実にはいわゆる支所ができていのが96支所だそうでございます。78ですから、1法人で二つ、三つ複数の支所を出しているところが当然にあるということでもあります。非常駐許可であります。この白書が出た時点では23か所、非常駐許可が出ています。実績は23でございます。イメージを湧かせると、皆さん、ほとんど名前を聞いたことのないような、聞いてもヒグマが出るようなところでございます。岩見沢、滝川、大船渡、十和田市、東京の法人が今治で非常駐許可が出ています。それから奈良ですが、五條市、長浜市、香川県の三豊市、福岡県の朝倉市、佐賀県の鳥栖、鹿島、大分県の日田、佐伯、臼杵、竹田、熊本県の玉名、鹿児島県の加治木、鹿屋、このあたりです。ざっと言いましたけれども、大体そんな地域でございまして、クマといたしても、シカが出るかもしれません。それに準じた地域。ですから、当初の立法趣旨のとおり、過疎地域に対して非常駐許可がそれこそ柔軟に運用されて、23運用されて、着実に実績は上がっている。だけれども、東京だとかいうところに非常駐許可は当然に出ない。現に、法人の数をみますと、東京と大阪が2008年3月段階で53ずつになってございます。ところが、東京の法人がもちろん支所を出すところがあるのですが、大阪の関係が圧倒的に支所が多い、東京に支所を出すのが多い。その理由をあえてここでしゃべると、大阪の先生に怒られますので、これ以上申しませんが、いつもの理由でございます。経済界の人は大体お分かりになると思えます。

ちなみに、一人法人。これは一人でやっても、例えば将来的にはそこで雇用している「イソ弁」がパートナーになり、それで業務基盤を拡充していこうと、こういうことで一人法人を認めたということで、弁護士法人の特殊性の一つになってございますが、一人法人の数がこの時点では277中124。二人法人、社員二人というのが82。社員二人まで合わせますと206ということで、277中の206が社員二人以下ということになっておりまして、大法人はなかなかやっておられないようでございます。もちろん、社員数が25とい

うのが1, 14が1, 13が2という形ですから、弁護士法人をつくるときの当初目的、過疎地対策がもちろん大きな目的でありましたが、本来的に言えば業務基盤の拡充ということですから、10人、20人、30人というロットの大きな組織体を想定したわけですが、一人法人が予想外、あるいは二人というのが200幾つというのが現状になっていると言えるようでございます。

こういう現状を踏まえて、それから日弁連の規定もございまして、越委員から御質問がございましたが、こういうことを前提とした上で御議論を進めていただくと、イメージが湧いてこられるかなど。もちろん、B法人については外国の関係でございまして、ここにあったような、滝川とか大船渡だとか、そういうところへ行くのかなんていう気がしないわけでもございませぬ。ヒグマの産地のところに行って何の仕事をするのかなというふうに思うところはございすけれども、そういうことも踏まえて、私は思うのですが、ではB法人制度についても非常駐許可を設けるか設けないかは、非常駐許可基準をどういうふうに考えていくか、常駐義務をどう考えていくかというところに最後は尽きると思います。私は社員の常駐というのは絶対外せないと思います。御商売であれば、何とか営業所にほとんど社員が行かなくてもというのは、コントロールは利きますけれども、こと法律事務に関して、弁護士、責任ある者がいないで、事件屋もどきがそこにいてばっこしているという姿は、とてもではないけれども容認できないということでございますので、そこを崩すのは、私は反対となりますと、その前提で常駐義務を認めた上で常駐の趣旨をどうとるか、非常駐許可基準を変えるのか。つまり、B法人についての非常駐許可基準を、弁護士法人は過疎対策でございまして、B法人についても過疎対策といった場合に、果たして過疎対策はあるのか。それは将来に備えてオプションとして用意しておくべきなのかどうか。現実化したときに、それは入れてもいいではないかという発想もある。このようなことであろうかと思っております。

ちょっと長くなりましたが、失礼いたしました。

伊藤座長 高中委員から、弁護士法人の場合の制度の仕組みと、それを踏まえた実態についても大変詳細な説明がございましたが、先ほど御質問いただいた方々はいかがでしょう。ただいまの御説明でよろしいでしょうか。

越委員 常駐につきましては分かりました。ありがとうございました。

それから、「主」と「従」の定義というのはどこかにあるのでしょうか。

伊藤座長 それも高中委員からお願いします。

高中委員 それは法人と同じでございまして、別に主事務所だから人数が多くなければいけないとか、そういう絞りは全くございませぬ。例えば主事務所に社員が一人で、従事務所に社員が50人常駐していると、極めてイレギュラーな話でございまして、それは法人のマネジメントの問題だけでございまして、主に全部機能が統括されなければいけないとかということではございませぬ。例えば関西圏に本社のある会社が、實際上、東京に全部本社機能を移してあるのと似ている話でございまして、それはもうあくまでも法律上の問題、登記上の問題と、こういうふうに言ってよろしいかと思います。

越委員 主たる事務所と従たる事務所は、できることは同じなのですか。

高中委員 同じです。

越委員 分かりました。

それから常駐する場所というのは、お一人について1か所と決まっているということでは

ね。

高中委員 はい。

越委員 監査役の世界では特に明文では規定がないようなのですが、一応、常勤と呼ばれる監査役については「投入時間の70%以上を使う場所が常勤」の場所とされています。そうすると1か所だけと。ただし、残りの30%でほかの活動ができるということで、常勤監査役の会社を1社持ちながら、同じ方が非常勤監査役としてほかの会社の監査役もやるということが通常、多く見られるわけなのですが、弁護士の世界に関しては常駐されている場所以外に非常勤兼務というようなことは想定されていない。そうではないのですか。

高中委員 それは結構でございます。常駐さえ満たせばよろしいのです。監査役と同じでございます。自分がBという支所に常駐ということで組織をつくったとすれば、常駐さえしておればいいので、常駐は日弁連の基準のとおりでございますから、朝から晩までいるというわけではもちろんございません。一日、二日、ほかのどこに行っても何も問題はございません。正に非常勤監査役と同じようにお考えいただいて結構でございます。

越委員 ありがとうございます。

伊藤座長 そういたしましたら、ただいまの点は今の高中委員の御説明でお答えしていただいたということですが、それを踏まえて、先ほど牛島委員からも、弁護士が常駐しない主たる事務所についての問題提起といたしますか、御質問がございましたが、そういったことに関してでも結構でございますので、どうぞ、御意見、御質問をお願いいたします。

高中委員 この後で、越委員の不当関与のペーパーがございまして、こちらを議論したいものですから早目に片づけたいと思ひまして、申し訳ないのですが、B法人について非常駐許可を入れるか入れないか、私は非常に悩んでいるところでございます。と申しますのは、先ほど申し上げたように、本来的な在りようからすれば過疎地対策。そうすると、日本の弁護士と外国法事務弁護士がジョイントベンチャー、それを法人化するというところで、過疎地対策は全くないと言われると、それはゼロだとは言えない。あり得るかもしれません。かもしれない。特に公益的な義務というのが大きな、アメリカのローファームの中でも公益部門というものに重みを置くようになったというふうに乗っていますので、ジョイントで大きな法人ができたときに、では支所に行って公益業務をやろうということになるかもしれません。そういう面からすると、あってもいいのかなというふうに思います。そうすると、最後は、渡邊幹事におつくりいただいた論点3でございますかね。これは司法書士法人の規制の在りようをそのまま使えばいいのかなというふうに思います。

ただ、そもそもの在りようとして、外国法共同事業の法人化という建付けで始まったものが、過疎化という話にどうマッチングするのだろうかというのが、私はどうも乗り越えがたいところがございます。外弁法1条の目的規定を見ても、「過疎」だとか「司法アクセス」とかという言葉が出てこないのですね。弁護士業務の国際化ということに尽きるわけでございますが、国際化の中でもあるのかなと。先ほど申し上げたような公益部門の強化ということからするとあるのかなと。むしろ、そういうのは歓迎すべきことだなというふうに思いますので、いいのかなと思いますし、その辺の価値観というのでしょうか、その見通しですが、私としては、いつも足を引っ張る係になってございますけれども、これについては、皆さんがいいと言えば、もうそれで賛成という形になるのかなという気はしてございます。渡邊幹事のおまとめのとおりのでやり方で、過疎があれば非常駐許可もあるのかなというふうに

思いますし、外弁のみが支所にいた場合には、申し訳ないが、やはり日本法に関する法律事務を取り扱うのはまずいだらうと思いますので、渡邊幹事のおまとめについては、1については、常駐はもちろん義務付ける。2については、非常駐許可はほかの委員の先生方の御意見を承りますが、私としてはあえてこれに強く反対するまでもないというふうに思います。3については、幹事のおまとめのおりと、こういうふうにまとめたらいかがかと思います。

もう一つ、A法人でございますが、これは外国法事務弁護士だけなのですね。外弁法1条の規定に戻りますと、この人たちは過疎化対策という形で日本に来るのか。まず、来ないと思います。そうすると、過疎化対策という立法目的でできた規定で内外平等が保たれない。アメリカ、英米の方からもクレームがついているようでございますが、これは立法目的を強調することによってクリアできないのかなという気がいたします。もちろん、外国法事務弁護士でもいいんだよ、ヒグマの出るところに行きましょう、カモシカの出るところに行きましょうというのならいいのだけれども、それは非現実的ではないでしょうか。では、外国法事務弁護士法人だけについて非常駐の立法目的を全く独自のものにする。過疎ではないと。マーケティングの関係で物を考える。常駐しなくてもいいのだ、全くマーケティングでいこうというふうになったとしたら、日本の弁護士法人の非常駐許可にひびが入る。そうすると、今まで一所懸命非常駐許可で、今二十何か所、こうやって一所懸命やっていたりしゃる方は一体何だったのだと。では、今までの規制は一体何だったのですか、こういうことになりかねない。日本の法人の中にはわざわざ法人をつかって過疎のところに進出したいという、そういう意欲をもっておやりになった事務所があるはずなのです。そういうところの事務所してみると、単なるマーケティングの話で非常駐許可制度を入れるということは、私は制度そのものの在りようとしていいのかなと思います。では、日本の弁護士法人は過疎化対策で、外国法事務弁護士法人だけは趣旨が違ってマーケティングでよろしいという、それもいかなものだろうかと思えます。ここは是非、アメリカの関係からいろいろクレームがついていますが、説得をして御理解をいただくということがよろしいのではないかなと思います。

伊藤座長 そういたしましたら、B法人、A法人、両方ございますが、まずB法人につきまして、高中委員のただいまの御意見では、常駐義務と常駐義務の解除の可能性、及び論点3の日本法に関する法律事務は取り扱うことはできないと、こういう考え方でよろしいのではないかとこのことでしたので、まずB法人については、他の委員の方から御意見を伺って、そこである程度集約ができた段階でA法人に移りたいと思えますが、B法人に関していかがでしょうか。ただいまの高中委員の御意見を踏まえましてどなたかお願いいたします。

松木委員 常駐していない事務所では何ができるかという話になるわけですね。そうすると、B法人で常駐していない事務所は日本法が取り扱えないということで、非常駐の許可を出すという格好になるわけですか。この論点1、2からいきますと。

伊藤座長 どのパターンになりますか。

松木委員 どこかには日本の弁護士は必ずいるというB法人がありましたと。その事務所がどこかに従たる事務所を開きたい。そのときに、弁護士を常駐させませんという許可を取りにいくという制度になるわけですね。そのようにはならないのですか。

渡邊幹事 先ほど申し上げましたとおり、常駐が義務付けられるのは社員であって、その社員がどういう資格をお持ちの社員かは問わないのですね。そこが考え方のポイントになっているのです。つまり、ある特定の場所、事務所におけるB法人の業務の適正を確保するために、

そこに、きちんと責任のとれる社員を常駐させましょうと、これが常駐義務の趣旨であると考えられます。ただ、常駐すべき社員を必ず弁護士にするか、あるいは弁護士であるか外国法事務弁護士であるかを問わないとするか、制度設計としてはいろいろあり得るのだらうと思いますが、そこは、法人業務の運営の柔軟性を確保するために、弁護士であるか外国法事務弁護士であるかを問わないことにするわけです。

松木委員 問わないですね。

渡邊幹事 問わない。そうすると、外国法事務弁護士である社員が常駐する事務所もできれば、弁護士である社員が常駐する事務所もできる。

松木委員 非常駐の許可もあり得るわけですね。

渡邊幹事 非常駐というのは社員を常駐させなくてよいという制度でございますので、それはおよそすべての社員が常駐しなくてよい。

松木委員 という格好になりますね。

渡邊幹事 はい。

松木委員 そういう事務所をつくったというときに、B法人でいくと、その事務所は、日本法は取り扱えないわけですね。外国法だけをやると。それが日本の弁護士の過疎化対策という立法趣旨のところを満たすために、そういうふうになるというのは何かしっくりこないですね。むしろ、例えば日本の弁護士法人がやっているときでも、その事務所には社員はいないわけですね、日本の弁護士さんは。

伊藤座長 主の方ですか。

松木委員 従の方です。

伊藤座長 従の方はいいです。

松木委員 いないわけですよ。ただ、そこにいなくても、法律事務というのは実態的には弁護士さんがいる方に戻ってきて、そこでいろいろなことをやられるというのが実際の仕事のやり方になるのではないですか。そこに社員はいなくても、だれか人がいても、その人が法律事務を取り扱っているわけではなくて、それは主たるところにいる弁護士さんのところに戻ってきて、その人の意見を聞いて回すと、こういう事務のやり方をしているというのが、非常駐の事務所のやり方ではないかと思ったのですけれども。もしそうであるならば、B法人も日本人の弁護士さんがどこかにいて、その人の意見を必ず聞いてやるということにするならば、過疎化対策にもむしろ資するところが出てくるのではないかという議論もできるのではないかと思ったのですけれども。

伊藤座長 そうすると、それは論点3のところですね。必ずしもこういうふうに厳格に考えなくてもいいのではないかと。

松木委員 ええ、考えなくてもできる。全くの理屈の話でいくと、そういうことになるのではないかな。ただ、先ほど高中委員がおっしゃった、現在パブリックコメントできている外国の意見は、私は立法趣旨を理解していないところが多いのではないかなと思っています。外国人の弁護士さんと話をするチャンスがあったのですが、全くこれは内外不平等であるということしかおっしゃっていませんでした。いやいや、そもそも趣旨はこれこれこういうことなのだよと言ったら、きょとんとした顔をされていましたので、そこら辺のところは、この意見については、そういったところをきちんと説明すれば分かってもらえるところではないかなという、個人的には気がしているのですが。

中川委員 私も非常駐を認める根拠が過疎対策にあるのであると、ある意味、例外的な措置を置くということになっていますので、その例外的な措置を置くような事実が今あるのかというところを考えた場合に、A法人は純粋な外国弁護士さんだけですから、そのような事実はないのではないかと思います。B法人の場合にも、共同事業を法人化するという考え方でB法人を認めるということからすると、これもやはりないのかなという気がいたします。

ただ、ちょっと一つ今疑問に思っているのは、例えば今ある日本の弁護士法人で社員に外弁さんを入れて混合法人になりたいというところが出てきたときに、いきなりその事務所がB法人になった途端に非常駐許可が得られなくなってしまうということになるのもちょっとおかしいかなと今考えていまして、そこのところは整理する必要があるかもしれないのですが、そういう理屈が成り立つのかどうかですね。常駐義務は、弁護士さんが常駐する支所の場合には、その場合だけ例外的に非常駐でいいよとか、できるのであれば、それが趣旨からすると一貫性があるのかなと。外弁さんが常駐する支店、従たる事務所の場合には例外は認めない、非常駐許可は認めないと。

伊藤座長 非常駐許可を認めないと。

中川委員 認めないということが、もしかしたら制度の趣旨からすると一貫性があるのかなという気がするのですが、ただ、そうすると、A法人、B法人と、さらにB法人の中の、何とこのですかね、成り立ちによって違ってくるということになるので、そういう整理をしていいのかというのは、今私は迷っています。

伊藤座長 なかなか難しい問題ですね。

牛島委員 質問ばかりで恐縮なのですが、今、中川委員の言われた、あるいはそれを発展させたと申した方がいいのかもしれませんが、設例としては、日弁が主たる事務所にいる。外弁はいてもいなくてもいいのですが、外弁だけが従たる事務所にいるという想定をしたときには、この事務所ではB法人①ですかね、渡邊幹事のまとめられたのでは。従たる事務所（常駐）の取扱いの許否を見ると、どうも日本法は駄目らしいと。しかし、その右端を見ると従たる事務所（非常駐）になると、日弁も外弁も、だれもいなくなってしまう場合ですかね、これは。そうすると日本法ができると。外弁がいると日本法ができなくなって、だれもいないと日本法ができると、こういう想定になるものなののでしょうか。それはそれで私、合理的かなと思いがたの確認的質問なのですが。

伊藤座長 考え方を渡邊幹事から。

渡邊幹事 資料は、一覧性を確保する観点から、常駐の場合も非常駐の場合もすべて整理して作成したのですが、社員が常駐している従たる事務所と社員が非常駐の従たる事務所とは、断絶したぐらいの質的な違いがあるというふうに考えているのです。ただ、表として整理すると、あたかも常駐していない場合の方が、より大きな業務ができるのではないかというふうに見えてしまうのですが、これは先ほど高中委員から詳細に御説明がありましたし、私の方からも説明しましたが、法律専門家である弁護士、外国法事務弁護士が、責任を持って適切な法律事務を行っていただくためには、その事務所についてきちんと責任ある体制を確保していただく必要があると思っています。そういった観点から、弁護士法人制度では社員の常駐義務というものを課しているわけです。ですから、これは絶対譲れない大原則だと考えておるところです。

ただ一方で、ある地域に事務所を設けて法律サービスを提供しようとする場合に、その事

務所に社員を常駐させなければ、その地域の依頼者に対して法律サービスを全く提供できないとなってしまいますと、弁護士過疎地域における依頼者のニーズに十分応えることができないことになってしまう。つまり、社員を常駐させるコストに見合うほど大きなニーズはないから、社員を常駐させてまで事務所を設けるのは法人の運営上難しいのだけれども、その一方で、法律サービスに対するニーズが確かにそこにはある。そのような場合に、法人が社員の常駐しない事務所を設けることができるようにして、より多くの国民に法律サービスを提供していただくのが、国民の利便性の向上に資することになる。これが非常駐許可制度の本旨だと思うのです。

一覧性を確保するために、この非常駐許可制度を利用した場合の考え方についても設例ごとに記載していますが、この表で重要なのは、事務所に社員の常駐を義務付けるという原則論の在り方、すなわち、主たる事務所、従たる事務所を問わず、事務所の業務の適正を確保するためには、どのような社員を常駐させるべきか、常駐する社員の資格によって事務所の業務の適正性確保に何か問題が生じるのか、生じるのであれば、どのようにして適正性を確保していくのかということなのです。

ついでに申し上げますと、例外的に非常駐許可制度を利用して社員の常駐しない事務所を設けた場合であっても、資格のない事務員が勝手に法律事務を取り扱ってよい、弁護士が遠方の別の事務所からきちんと監視していればよいということではございません。そういうのではなく、別の事務所に常駐している社員の弁護士が直接赴いてアドバイスする、あるいはアソシエートの弁護士や外国法事務弁護士が、社員である弁護士や外国法事務弁護士の監督の下で、非常駐の事務所に赴いてアドバイスするということを想定しているのです。

牛島委員 私、理解が不十分かなと思いつつ伺っているので、お許しください。B法人①の場合に、試みですけれども、外弁の方はいらっしゃるわけですから、外弁の方ができる法律ができるというのはいいだろうと。しかし、その場合であっても、例えば南米の国からの方が固まっている地域であって、その外弁の方は常駐する理由がある。理由があるというのは常駐してもペイするということですが。しかし、日本の弁護士さんはそこに一緒に行くまでではない。しかし、日本の弁護士さんは、場所は別ですけれども、そのB法人と一緒にいらっしゃるわけですから、したがって、その日本の弁護士さんについては非常駐と言うのか、非常駐的と言うべきなのかの発想を類推して、日本法についてもそこではやっていいですよ。つまりB法人①の真ん中にある「従たる事務所（常駐）」の左端の「取扱いの許否」で「取扱い禁止」日本法となっていますよね。必ずしもそこにこだわる必要があるのかなと。もしあるとすれば、外弁の方がいて、日本法ができますと。ただ、日本法については親事務所、これも便宜的な言い方ですが、親事務所にはいるのですが、まさに今渡邊幹事のおっしゃったように、時々来たり、あるいはアソシエートの人が来たりという程度なので、できないのですよとすべきなのか。そういう場合にはむしろ、やる理由があるのか。やってもいいという理由があるのか。したがって、非常駐というの、それは法人として見れば非常駐ではないのですが、日本法という面から見れば非常駐という、ですから、「非常駐的」と言うべきかと思ったのですが、そういう場合のものについても対処することもあり得るのかなという気もいたしましたが、そこまで議論する必要あるのかどうかも分かりませんが、幹事のお考えではどう考えたらいいのでしょうか。

渡邊幹事 確かにそこは非常に悩ましい問題でして、言うならば部分的な非常駐のような制度

を設けるかどうかということだと思えるのです。ただ、事務所に法人業務について責任を持てる方に常駐していただくというのが、複数の事務所を設置するが認められた法人の業務の適正を確保する上での最低限の要請ではないかと考えているのです。例外的な非常駐許可制度があるので、やや混乱するようにも思うのですが、弁護士過疎地対策という政策判断から特に認められた非常駐許可制度の在り方の問題と、常駐社員によって業務を適正に遂行してもらうという法人の事務所における業務の在り方の問題というのは分けて考えるべきではないのかなと考えております。

牛島委員 そこについて仮にそういう考えをとると、更にもう一步進めると、もう一步進めているので、その考えが必ずそうなるわけではありません。もう一步進めると、B法人であると言いながら、外弁の方だけしかいない従たる事務所、主従が逆転しても同じなのかもしれませんけれども、そういうものというのがあっていいのか。つまり、これは論点3にかかわると思うのですけれども、それは許さないという考え方にも発展し得るような気もするのです。

渡邊幹事 おっしゃっているのは、B法人が事務所を設ける以上は必ずそれは日本法に関する法律事務を行うべきであるし、それぞれの事務所で日本法に関する法律事務を行うことができる態勢をとっておかなくてはいけない。だから、すべての事務所には弁護士が常駐してはいけません、そういう規制を設けるべきであると、そういうことですか。

牛島委員 ええ、そういう考え方もあり得るような気がするのです。というのは、外弁さんが座っているところで、私は英国法しかできません。もちろん、書面を得ればB国法、C国法何でもできます。しかし、B法人という以上は、名称は分かりませんが、日本法ができる事務所ですという事務所として開いているわけですよ。そこに座っている人のところに行ったら、「いや、私はこれしかできません」「ではだれに聞いたらいいいのですか」というと、「ここにはいないんですよ。500km向こうにいるのです」ということですよ。それはそれでいいのでしょうか。

渡邊幹事 結局、この問題というのは、一番初めに申し上げたとおり、制度設計をするに当たってどういう構成をとるのが、必要最小限の規制となるのかという観点が必要だと思うのです。つまり、規制の程度の問題ですね。ここで考慮しなくてはいけないのは、法人業務の運営の柔軟性をどの程度確保するのかということと、事務所における業務の適正の確保をどこまで貫徹すべきなのかということとをどのようにバランスをとっていくかということなんだと思います。ですから、牛島委員のおっしゃるように、およそB法人が事務所を設ける以上は、日本法もできますということをやうたうのであるから、必ず事務所に弁護士を常駐させなくてはならないという設計もあり得ると思うのです。他方で、そうすると、事務所の数だけ弁護士である社員を確保しなくてはならないという意味では、そのB法人における業務運営の柔軟性がその分だけ後退することになると思うのです。法人の運営の在り方というのは、法人ごとにいろいろお考えがあると思いますので、その柔軟性は認めてあげてもよいのではないかと。逆に、その柔軟性を認めるかわりに、弁護士である社員が常駐していない事務所においては、やはりその事務所における業務の適正の確保のために日本法に関する法律事務は扱えないという最低限のルールは守っていただきましょう、とこういうような考え方が、幹事からの提案です。

佐瀬委員 私は同じことだと思っているんですよ。というのは、牛島委員が言ったように、弁

護士の常駐義務を課するのだと。そこには日本人弁護士がいますから外国法も日本法もできると。ただ、その場合に、日本人が何かの形でいなくなってしまった場合、例えば司法書士法人と同じですよ。例えば従たる事務所に外国人弁護士しか社員がいなくなってしまった。その場合、どういうふうに扱うかという問題であって、その場合に日本法も外国法もできないとするのか、それとも外国法だけはできますよとするのか、その建付けの問題であって、それは原則、どちらにしてもいいのではないかな。だから牛島委員の発想のとおりやっても同じことではないかと思うのですけれどもね。

下條委員 今の点は、今日は名称の問題は話さないということになっているのですけれども、表示に係ることなので名称も問題になってくると思います。例えば現在の組合形式の一体型の共同事業、その場合には、「A・B・C法律事務所 外国法共同事業」という名称になっています。もしそれに倣って、混合法人もそういう形にするのであれば、「A・B・C弁護士法人 外国法共同事業」という形になると思います。その場合に、主たる事務所にも従たる事務所にもそういう名前がついていることになります。ところが、現実には弁護士がいなかったりすることもある場合、そういうような表示で、利用者の方から見てどう映るのかということもあると思います。ですから、そのあたりも一体的に考えないといけないのかなという気がします。結論がなくて申し訳ないのですけれども。

牛島委員 2点申し上げたいと思うのです。私の発想の根本は、非常駐というのは極めて例外的だと。理由については渡邊幹事、高中委員から教えていただいたところですが、非常に例外的なのだということ踏まえ、これは弁護士法人ですから「非常駐的」と申すべきだと思いますが、日弁が非常駐的である混合法人でというもの、すなわち、従たる事務所であって外弁しかいないところというのは、言わば日弁が非常駐であるような気がする。したがって、だからこそ、渡邊幹事が先ほど言われたように、そういうところについては日本法はやめていただいた方がいいのではないかな。それについて私は、そもそも日弁が非常駐なのに、混合法人で日本法ができますということ自体が、むしろ非常駐がとても例外的なのだということを強調すると、次元が違うのは分かりますけれども、そもそもそういうものがあった方がいいのかなという疑問を持つのです。

それからもう一つは、佐瀬委員が今言われたポイント、つまり外弁と日弁がいて、片方がなくなった場合、まあ日弁がいなくなった場合ですかね、ということをおっしゃったのですが、それは主たる事務所であればその議論は分かるのですが、従たる事務所というものは、これも同じところに戻るのですけれども、従たる事務所というところで片方しかいないというのを非常駐的にとらえれば、こういう前提があります、そうすると、それはとても例外的なことなのではないかな。そう考えるべきなのではないかな。つまり、日弁の弁護士法人で非常駐というのは例外的である。だとすれば、混合法人と名乗って、つまり日本法ができる法人だと名乗っていながら、ある従たる事務所には外弁しかなくて日本法ができないというのはとても例外的なことなのではないかな。そういうものを制度的に認める必要があるのだろうか。私は、制度的に認める必要があれば、それは工夫して認めた方がいいのだろうと思うのですが、そういう立法事実があるのかなという疑問も含めて疑問を提起したい気がするのです。

伊藤座長 ただいまの牛島委員の意見は、論点1では、弁護士か外弁か、どちらかがいれば常駐の義務は満たしているということですが、必ず弁護士がいなければいけないという考え方

ですね。

牛島委員 そうです。そうなるのかなという。決めつけることは、私はできないような気がします。非常駐についての議論を伺っていると、非常駐というのは極めて例外的だと。もう一度繰り返して恐縮ですが、日本法という観点だけから見れば、弁護士法人、B法人ですから「非常駐的」と言わねばならないと思います。そういう意味で、一種トートロジーだと思いますけれども、日弁に関しては非常駐であるようなものを認めるということが制度的にそんなに必要なのかという、その検討を抜きに認めることはないのではないかというふうに申し上げた方がいいでしょう。

伊藤座長 なるほど。B法人であっても日本というか、弁護士の常駐は義務づけられるということですね。

牛島委員 はい。

伊藤座長 どちらかではなくて、社員ならいいというのではなくて。

下條委員 渡邊幹事をもっと悩ませることになると思うのですが、B法人①で右側の従たる事務所（常駐）で弁護士がいなくなっていますけれども、この弁護士のところは一応社員たる弁護士になっていますから、更に場合分けすると、社員たる弁護士であっても代表権のある弁護士と代表権のない弁護士がいます。その区分けをすとか、さらには、社員でない弁護士は常駐している場合、つまり、アソシエートである弁護士は常駐している、そういう場合も考えられると思います。そういう場合も日本法は駄目なのかとか、ますます渡邊幹事の表が、より細かくなって3頁ぐらいになるかもしれませんけれども、そういうような点もあるということ、非常に細かいことをお好きなようですから更に申し上げます。

伊藤座長 渡邊幹事が好きというよりは、既存の弁護士法人の常駐あるいは常駐義務、それから非常駐の許可というものを基礎にしてB法人の社員の常駐、非常駐を考えているものから、こういう形になるのですが、それが社員でなくて従業員としての弁護士の問題まで入ってくると、ちょっと收拾がつかなくなってしまうような気がしますけれども。

渡邊幹事 少なくとも、事務所に常駐させるべき者を社員である弁護士とすべきか、使用人である弁護士で足りるかという問題は、弁護士法人制度を導入するときに検討されていて、事務所における法人業務について責任を負わない使用人を常駐させているだけでは、その事務所の業務遂行の適正は確保できない。だからそこは使用人ではなくて社員であるべきだと、こういう判断がされて立法化されたのだらうと考えられます。B法人についても、こういった常駐義務という規制を設けるのであれば、それは使用人ではなくて社員であるべきだろうと。弁護士法人の場合と同様に、A法人の場合も、B法人の場合もそうなのだろうと思うのです。ですから、少なくとも常駐させるべき者としては、それは使用人ではなくて社員であるべきだということには変わらないのかなと思います。

牛島委員 補足させていただきたいと思います。法人化する際に外国法共同事業とどう違うかということの議論があったと思いますけれども、外国法共同事業には全く存在しない問題を今議論しているのだと思うのです。外国法共同事業は従たる事務所というものを想定していませんので。そういう意味では、外国法共同事業を法人化することに伴って従たる事務所というものは出てまいりますけれども、それをどこまでどうするかというのは、特にB法人における独特の新しい問題なのだろうと思います。

もう一つは、私、先ほど申し上げた例で立法事実があるのかということを申しましたが、

他方で仮にあっても、支店、「支店」という言い方はよくない、従たる事務所に外弁の方だけいて、しかし日本にある従たる事務所ですから、そこで日本法の問題を聞くというのは、しかも看板は日本法もできる事務所ですから、これは依頼者から見れば人情だろうと思うのですね。その外国法事務弁護士の方が誠実であればあるほど何とか応えて差し上げたい。隣にいれば、つまり外国法共同事業であれば隣の部屋に行けば、まあ隣の隣りかもしれません、規模によりますけれども、隣に行けばいらっしゃるわけですね。あるいは普通、翌日は絶対に会える。ところが500km先、1,000km先ではどうなるか分からない。これはちょっと無理を強いるのではないかな、お気の毒な状態になるのではないかなという気も制度的にいたしますので、よほどの必要があるのかどうかという吟味が必要ではないかなという気がいたします。

中川委員 議論が複雑になっているのはよく分かります。私自身も迷っておりまして、この問題は制度の骨格のつくりの根本的な問題かなと今思っておりますので、私たちだけで分かなければ、そこを相談して、もう一回整理をした上で、名称問題とも確かに深く関係しておりますので、本日はもうこのあたりに、疑問点があるということは私もよく分かりましたので、もう一度考え直したもとの幹事に議論を整理してもらったと思います。

伊藤座長 そういうことでよろしいでしょうか。

下條委員 ほかの点ですけれども、先ほど中川委員が言われました過疎の問題です。私の理解が間違っているのかもしれないのですけれども、30条の17の過疎の点は、A法人、B法人に限って言えば、むしろ弁護士の分布状況のところを外国法事務弁護士の分布状況と見るのではないのかなと考えていたのです。例えばブラジルの日系人が浜松にたくさんいるのでブラジルの外国法事務弁護士が浜松にそういう法人をつくった。ところが、群馬にも日系ブラジル人がちょこちょこいるとすると、群馬に非常駐の支店を設ければ、日系ブラジル人の法律問題の助けになるのではないかな。言わば外国法事務弁護士の過疎ですね。群馬にはブラジルの外国法事務弁護士がいない、周囲何キロにわたっていないということであれば、そういう意味で過疎という点からの要件も満たして、浜松に本店のある外国法事務弁護士の法人が群馬にも非常駐に支店を設けることも考えられるのではないのかなと考えていたのです。先ほど御説明がちょっと違っていたので、私の理解が間違っているのかもしれませんが。

伊藤座長 中川委員、何か、今の点でございますか。

中川委員 それは私ももう少し考えないといけなくて、あれなのですが、いわゆる今まで言われていた過疎対策というのは、日本の弁護士さんによる法律サービスが足りないということですから、もし確におっしゃるとおり考えるのであれば、外国法事務弁護士の法律サービスというのにも確にあるわけで、これの過疎というものを考えるべきであるということになれば、それはそのとおりだと思うのですが、そこまでのニーズ論といいますか、現実に本当にあるのか。日本の過疎対策というのはかなり特殊と言うと変ですが、日本の弁護士さんが非常に少ないところから来ているところだと思うのですね。そういう非常に政策的な決め方をしたのだと思うのですが、それを外国法事務弁護士さんの場合にも、そこまですべきなのかというのは、ちょっとそこは私自身疑問に思っていたものですから、少なくとも今の段階では、いわゆる日本の弁護士さんが少ないことを司法過疎と呼んでいるのだということでは政策判断をすべきかなと思ったのですね。

ただ、おっしゃるとおり、そこはもうグローバルになったのだと。これだけ外国人の方が

日本にいらっしゃるわけですから、外国人の方に対する法律サービスというものを含めて外国法事務弁護士さんが少ない地域を司法過疎と呼ぶのだと。日弁連さんがそういうマップをつくられて、これを過疎対策とおっしゃるのであれば、それはそれで一つ考えられるのかなと思うのですが、果たしてそれを今、この制度のときにやるべきかどうかというのちょっと考えなければいけないかなというふうに思っています。非常に大事な御指摘をいただきまして、ありがとうございました。

伊藤座長 そういたしましたら、渡邊幹事には又苦勞をしていただくこととなりますけれども、ただいま本日いろいろ出していただきましたような疑問や問題あるいは御意見を踏まえて、もう一度この点を整理して、これはB、A両方まとめてでいいですね。

渡邊幹事 はい。

伊藤座長 結局つながってしまいますから。

渡邊幹事 はい。

伊藤座長 再度御検討いただく時間を持ちたいと思います。

牛島委員 もう一度繰り返してお願いなのですが、渡邊幹事がやってくださるということなので。先ほど疑問を提起させていただきました、1か所に日弁と外弁がないというのがあるかというものは是非御検討に入れていただければと。と申しますのは、外国弁護士制度が出てきて当初のころから、特に外国法共同事業、特定共同事業のころからだと思いますが、ワンストップサービスということ強く言われまして、ワンストップでないのが駄目なのということとをずっと言われてきたら、今度はセパレートになって、別々になってしまう話が出てくるのかという意味でちょっと違和感がありますので、ワンストップというのはどこに行ってしまったのかということも、恐縮ですが。多々ますます弁ずでありますので、多い方がいいかと。よろしくお願ひします。

伊藤座長 弁護士及び外国法事務弁護士の常駐を義務づけるという考え方についても検討したらどうかということですね。

牛島委員 そうですね。

佐瀬委員 もっと複雑にしてしまうといけないのですけれども、非常駐の場合の取扱いの許可の問題ですけれども、それも、考えてみれば、外国法と日本法の場合を両方やる事務所というのは今度初めての法人ですから、その場合の許可の在り方だっているいろいろあり得るのだらうと思うのですよね。これを全面的にいい、悪いというだけでやっていますけれども、許可の内容だって、本当は外国法だけ認めましょうとか日本法だけ、まあ日本法だけというのは弁護士がいる場合ですから、ないと思いますけれども、外国法だけ認めましょうとかいうことはあり得る問題だと思うのです。それは先ほど牛島委員が提起した、常駐は弁護士でなければいけないのかどうかというところに関連すると思うのです。だから、それを表にするかどうかは別として、それも一つの問題なのかなという気はします。

渡邊幹事 今の御発言をもう少しクリアにさせていただけますか。今おっしゃっていたのは、許可要件の在り方の問題ではなくて、許可の効果の問題ですか。

佐瀬委員 そうですね、どういう許可を出すかという。

渡邊幹事 弁護士法人制度では、あくまで弁護士会が許可をすると社員を常駐させなくてよいというだけでして、ですから、それは事務所における法律事務の取扱いの範囲については全然変化がないわけです。今おっしゃっていたのは、そうではなくて、場合によっては、ある

法律事務を取り扱うことができるようになる、あるいはできないようになる、そういったことを制度として認めるかどうか。

佐瀬委員 認めるかどうかということも当然入るのではないかということだと思っております。許可の内容ですよね。というのは、今までは日本法しかないですよね。日本法しか取り扱う、取り扱わないしかないわけで、今度新たにそこに外国法が入ってきていますよね。そして、常駐、非常駐の人間も外弁か弁護士かという違いが出てきますよね。

渡邊幹事 御意見は承りましたが、ただ、今般の法人制度は、弁護士法第72条の特例として、弁護士の独占業務の一部を行うことができるように法律上の措置を講じるものですから、御指摘は、つまり、法律上許容されることとなる法律業務を弁護士会の許可、不許可によって、あるときは取り扱うことができ、あるときは取り扱えないようになる、こういった仕組みを設けることに等しいわけです。その意味では、御指摘のような仕組みを講じることがそもそも可能なかどうかなのか、そこは大変慎重に検討を進めなくてはいけないのではないのかなと思っております。

伊藤座長 私も、難問のように感じますが、渡邊幹事にもう少し整理していただいて、これこれこういうことで難しいとか、あるいは場合によってはこういう考え方があるとかということでご提言をさせていただきます。ありがとうございました。

そういたしましたら、時間も限られておりますから次の議題に入りたいと存じます。

前回の研究会におきまして、数名の方から不当関与禁止ルールについて、そのルールの内容をもう少し明らかに、明確にする必要があるのではないかという御意見があったところであります。そこで、本日、越委員から資料30の『「不当関与」の一類型について』という文書を提出していただいております。それについての御説明を受けて、ただいまの不当関与禁止ルールの在り方あるいは明確化についての議論をいただきたいと思っておりますので、まず、越委員から、御提出の文書についての御説明をお願いできますでしょうか。

越委員 よろしく申し上げます。これは、私の身の回りから思い起こされることとしてこういうことがあるのではないかというものを書いただけのものでございます。ペーパーに沿って御説明申し上げます。

まず、B法人の制度設計に関して、これまで議論に登場しています不当関与というものは、1. の(ア)から(エ)のすべてに該当するものです。すなわち、「弁護士に対する不当関与」であり、それは「弁護士でない者からの関与」であり、かつ、「日本法に関するものだけ」であり、そして「不当なもの」、こういうものが不当関与の制度設計として議論されるべき対象だと思います。そして、そのうち弁護士であるかないかとか、日本法に関するものであるかないかというのは明らかな問題ですので、残るもの、すなわち明らかにしなければいけない対象として残るのは「不当であるかどうか」という、この点だけだと考えます。

その次の2. ですが、不当であるかどうかということを考えるときに、だれが、どう考えても明らかなものというのは、不当であるかどうかを論ずる余地はないのではないかと。例えば1+1が2であるかどうかということの議論は、不当であるかどうかという論点は生まないと思います。ですから、確定判例があるとか、通説はどうであるとかいって、何らかの理由によって「結論はもうこれに決まっている」というものに関しては、そこに書いてある(ア)と(イ)を満たせば問題はないのではないかと思います。(ア)というのは、きちんと説明してあげること。(イ)は、説明を受けた方がそれを理解できるということなんです。

それに対して、3. は、「結論が一つであるとは限らないケース」です。現実には、これが問題だと思います。「どの選択肢にもリスクはある。それを分かった上でどれかを選ぶ。」ということがビジネスの現場でどうしても必要になります。そのときにどうするかというのは大変重要な局面であるとともに、ここが一番注意をして見なければいけない類型だと思います。その類型については、3. の (ア) (イ) (ウ) , この3つの事項が関連すると思います。

まず1番目の (ア) は、結論が1つであるとは限らない、そういう事案だということですね。

2番目の (イ) は、その弁護士がきちんと御説明されたかどうか、説明責任を果たしたかどうかという問題。

3番目の (ウ) は、クライアントの方が説明を受けたけれども、それを理解する能力があったかどうかの問題。つまり、全くのアマチュアの方に対して、プロの方がプロの言葉でしゃべったから、それで説明責任を果たしたというふうには多分言えないだろうということです。私は金融の出身なわけですが、金融の世界で金融商品の販売等に関して説明責任というのはよく問われます。

その場合には、一定のことをきちんと説明したかどうかだけではなくて、相手がプロであったかどうかの問題にされます。これはプロの投資家という意味です。例えば生命保険会社であるとか商社であるとか銀行であるとか、そういうインベスターは「そもそもプロフェッショナルなのだから分かるはずだ」と見なされます。それに対して、「プロフェッショナルでない方に対しては、丁寧な別な説明の仕方をしなさい」という制度の立て方というのが普通だと思います。

次の頁に行っていただいて、例えばどのような事案のことが私の脳裏を横切ったのかという一つの例を書いてみました。

外資系の日本企業Xという会社があったとお考えください。そこにいらっしゃるAさんは、日本人であってもアメリカ人であっても何人でもいいのですが、そういった方が役員でない部下や同僚とともに退社して、同じ業務を行う別会社を新社として設立することを考えていらっしゃる。言わば会社のクーデターですけれども、私も自分自身の実務の中でこういうクーデターは結構あるわけなのです。その場合には、全くリスクなしにはできないのです。具体的に言うと、(ウ) の①から⑥がよく出てくる論点ではないかと思います。例えばAさんというのは、このケースの場合には役員であるということですから、当然会社法の役員の忠実義務という問題が生じますから、たとえアフター・ファイブであろうと週末であろうと、会社の利害に反することはしてはならない。一応そういうことなのだけれども、クーデターをやろうと思っている。独立して同じ業務をやって競合しようとしている、ではどうしたらいいか、こういう問題なのです。

それから、Aさん以外の方は役員ではないわけですが、その場合にはどういう法的な問題がかぶってくるのか。

それから、競業禁止契約というのがよく交わされますけれども、これは憲法に規定された職業選択の自由との関係において、どこまで許されるかという問題になってくるわけです。例えば私の記憶している最高裁判例では、「3年間は競業しない」という3年間の競業禁止規定を盛り込んだ契約をした方がいたので、それでも、判決は1年しか認めなか

った。しかも、相当な対価を払った場合に限られるのです。憲法に規定された職業選択の自由を1年間我慢するのに相当するくらいの対価を払った場合でも、競業禁止は1年しか認められていないという判例があったと記憶しております。

それから、不正競争防止法のトレード・シークレット。アメリカでは非常に簡単にトレード・シークレットが成立しますけれども、日本では余り成立しない。では、「リスクを取っても大丈夫か、どうなのか」、こういった問題です。

5番目は、知的財産権の関係で、例えば今いるA社というところで使っているカタログとかチラシとか、そんなものがあるとした場合に、独立した後、同じような用語とかマーケティング・マテリアルを使った場合、どこまで許されるだろうかという問題。

それから、民法709条に関連するのではないかと思います、営業妨害とか激しい引き抜き。「激しい引き抜き」と言っても、「3人ぐらい引き抜くのはいいけれども、30人引き抜いたら危ないだろうか」とか考えるわけです。

こういうふうに「全くリスクなしにはできない。」、「どこまでは、やっても大丈夫か」という、こういう現実におち当たることがあるわけなのです。そうすると、一個戻って（イ）ですけれども、「それぞれのリスクの大きさはどれくらいか。」、例えば「せいぜいでも経常利益の3か月分に相当する金額の賠償をすれば、それで収まるな」ということが予見され得るケースもあります。そうすると、その場合、「3か月分に当たる賠償を払うだけの資金的な体力があるか」という問題とか、あるいは「今は資金はないけれども、早目にどんどんお客さんを取っていけば、何とかその資金繰りを賄えるか」とか、いろいろなことを考えつつ、どこまでリスクを取るかというぎりぎりの判断をするという、このようなケースだとお考えください。

その場合に、（エ）ですけれども、①と②が果たされていけば問題はないのだと思います。これは先ほどと同じことなのですけれども、「弁護士が説明責任を果たすこと」、そして「クライアントの方がそれを理解する能力をお持ちであること」、この2つが確保されていけば、後はクライアントの自己責任ですということを考えてよろしいのではないかと思います。

そして、不当関与がこういった形で起こるのかなというのを私なりに想像したものが（オ）です。何らかの別の動機によって、クライアントに対して最適ではないアドバイスをしてしまうことであります。クライアントにとっては余りよろしくない選択肢であるにもかかわらず、それをやらせてしまった方がリーガルフィーはたくさん払ってもらえるケースであるとか、あるいは、ほかの利害関係者との関係において誤ったアドバイスをしてしまいたくなるような気持ちになり得るケースというのがあるだろう。そういったことというのは、例えば姻戚関係、親子関係であるとか、何らかの関係者からたくさんお客様を紹介していて「借り」があるとか、いろいろな事情によって起こり得るものでございますので、そういった弊害を防止するための手段としては、B法人における社員数制限という縛りを置いたとしても、必要十分な対策であるというふうには私は言えないと思います。ですから、こういった考え得る弊害というのは、別の手段で対応することの方がよろしいのではないかと感じます。

最後に、外弁の方の名誉のためにも申し上げておきたいのは、こういうことがあります。先ほど申し上げた仮設例において、クライアントに対してアドバイスをしている日本の弁護

士をαさんといたしましょう。その後ろ方にいる外弁さんがβさんといたしましょう。βさんが姻戚関係か何か分かりませんが、何らかの事情において、部下であるαという日本の弁護士に対して圧力を掛けて、クライアントに対して必ずしもベストではないアドバイスなんだけれども、それを無理やりやらせようとプレッシャーを掛ける、このような想定をしているわけですが、こういった場合のβさんに当たる方は必ずしも外弁だからβさんのように圧力を掛けるとは言えないのですね。βさんという方が日本の弁護士であった場合も、何らかの姻戚関係、何らかの利害関係があれば、同じような事態はあり得るということだと思います。

それから、もう一つ申し上げておきたいのは、相手とどのように交渉するかといったような、交渉の戦略とか戦術とか、そういったものが、日本とアメリカと全然違うかということ、私はそんなことはないと思います。ですから、アメリカのM&Aで百戦錬磨の方であれば、そこにおける培った経験をもって、日本のクライアントのために東京において相当すばらしいアドバイスができる可能性はあると思います。ですから、不当関与ということは重々承知していただく必要はあるものの、外弁の方が本当に実力があるのであれば、積極的に発言したり関与したりしてくださることは、日本のクライアントの利益のために役立つ場合があるということは、公平のために申し上げておきたいと思います。

伊藤座長 不当関与についての基本的な考え方と、それを前提としたときの、この問題における不当関与についての見方という点についての御示唆をいただきました。もちろん、関与自体がいけないというわけではなくて、それが不当な関与、不当関与になるというところが問題になるというわけですが、これは私だけかもしれませんが、具体的に関与と不当関与の境界線がどこにあるのか、具体例に即して考えなければいけないのですけれども、そのあたりのことも、実態をもし御存じでしたら、御紹介も含めて若干の意見交換をお願いしたいと存じます。

松木委員 具体例になるかどうかは分からないのですけれども、恐らく、この前のパブコメの意見の中でもあって、実際に関与されている外弁の方が迷うのは、一つは、いろいろな法域の法律問題が絡んでいるけれども、案件として、クライアントの側からしてみれば、これは一つの大きなプロジェクトというようなものがあつたときに、どの部分のところを、どういうふうに分担して、だれがどういう意見を言うと、特に外弁の方が、その取りまとめ側からすると、案件の取りまとめを外弁のこの人は、先ほど越委員が言われたような、非常に実力があるということになると、この人に全体を見てほしいと。一方、案件の中には日本法の問題もあるけれども、それは大きな案件の中のある部分であると。全体としては例えばニューヨーク州法に基づいたメインの契約書はできるというようなことになってきたときに、この外弁さんは一体どこまで、日本法の部分は日本の弁護士さんに見てもらっただけけれども、このコミュニケーションというのを、不当と言われない限界というのはどこなのかということところがすごく難しいことになるのかなと思います。そういった案件のときに、そのコミュニケーション、全体としてこうなのだからということを外弁さんがやるのはいかんということになると、恐らく我々の方からすると、ちょっと、実際にはワークしないという形になる。抽象的にはなってしまうのですが、そういったところが我々からすると難しいところなのかなと思ったのですが。

伊藤座長 いかがでしょうか。弁護士会からの委員の方、ただいまの松木委員の問題意識に関

して御意見等ございますか。

牛島委員 松木委員の言われるのは、私はよく分かる気がいたします。これは極めて個人的な見方ですけれども、例えば今、松木委員は外弁の方を全体のディールの窓口というのかな、リーダーにしてほしいというふうにお考えになった前提でお話になられた。それもよく分かる気がいたします。そのときに、日本法の部分についてのアドバイスも依頼者にしなければいけない。その部分だけ会議の中でも、あるいは電話でも、その日本の弁護士に話さなければいけないかという杓子定規でなければいけないのかなということについては、私も大いに疑問を感じますが、それはちょっと横に置かせていただくと、不当であるということは結局のところ、日本の弁護士が、「いや、それはちょっとまずいですよ」と言ったのに対して、「いやいや、アメリカではこれでできているのだから、日本もすぐ追いついてくる。おまえらがまだ分からないだけなのだ」と。いや、もちろん、アメリカでこうだからできるはずだと、これはちょっとむちゃくちゃで、そんな、ちょっと気のきいた人はそんなばかなことは、ばかなとか、そういう愚かなことはおっしゃらない。アメリカでこうであるから、日本の判例の発展というのをよく見てごらん。この次に裁判になったら、この事件はきっと勝つよ。少なくとも相手方をリードしているカウンセラーは彼だから、あるいは彼女だから、きっと私と同じように考えるから、こう言ったら通ると思うよ。こういうのは、内部で真剣に日本の弁護士も交えて議論する限り、不当かという、私は不当のような気がしないのですよ。そのときに、その依頼者はミスターなりミズXが言ってくると、つまり日本法のことも含めて全体のディール、しかも法律だけでなく、それからインベストメント・バンカーともいろいろなことを詰めた上で、最終的にこうですよ、このリスク、このリスク、このリスクがあります。ウズベキスタンにもこんなリスクがあるそうです。これは書面をもらえばいいみたいですが、そういうアドバイスはすごくいいと思うのですね。ですから、そういうことができないように不当ということ解釈してはいけないということで、これも抽象論ですが、私は松木委員と全く同じ考えなのです。ただ、それを弁護士の方から見ると、しかし、では日本法でアドバイスしていいのかという当初の個別問題に戻ると、さあ、どういうふうに継ぎ合わせたものかなというふうに思います。

伊藤座長 いかがでしょう、ほかの方は。

牛島委員 補足させていただきますと、チームによるアドバイスということ、あるいはジュリスディクションの違うローヤーのチームによるアドバイスで、その当該国、例えば日本の法律家以外の、日本の資格以外を持っている方、外弁は違うという意味で、日本の弁護士ではない方がリードするというところについて法制が何か追いついていないのではないかなというのが実感なのです。ではそれを簡単に換えられるかという、私も、松木委員が今言われたものを伺いながら、どうすればいいかなと考えて、簡単に答えは出てこない。しかし、どうもこれは個人というものをとらえている制度と、事務所とか法人というものをとらえている制度の違いというところに最後は行き着くべきなのかなということを考えますと、現時点ではまだ足を取られたままなのかなと。表現が稚拙で申し訳ございませんが。ただ、行くべきところは松木委員の言われるところだというのはよく分かるつもりです。

伊藤座長 ほかにいかがでしょうか。

中川委員 不当を一義的に解釈するというのは多分無理な話なのだろうと、私も思います。やはり、ケースバイケースでいろいろな関与の仕方があると思いますので、今の松木委員の御

意見や、越委員の御説明は非常に分かりやすいなと思ってお伺いしていたのですが、結局は、立証責任という大変ですけども、不当だという方が不当性を立証するしかしようがないのかなという気がいたしまして、そのあたりは共同事業を始めて何年かたっておりますけれども、今後どういうものが不当なのかということは徐々に積み上げていって、その中で、どのあたりがボーダーラインなのかということを議論していかざるを得ないのだろうと思うのですね。ですから、これを今の段階で、ではこういうものを一義的にこうましようという解釈を、指針を出すとかいうのはなかなか難しい問題だろうと思いますので、議論することは非常に意味があると思いますけれども、この研究会で何か結論が出るというのはちょっと難しいのかなと思いますので、このあたりは今後、日弁連の委員の先生方も含めていろいろなケースを研究するということを積み重ねていただければいいのかな。そういうことがあれば有り難いなと思っています。

伊藤座長 明確化と言っても、これは個別的な事例の積み重ねによってしかできない問題であるということは中川委員おっしゃるとおりで、ここでももちろん、ある程度の結論が出るというようなことではありません。ただ、越委員からは、今日の資料にありましたように、クライアントに不適切なリスクをとらせるように誘導させるような圧力だとか、あるいはクライアントに対して誤ったアドバイスを行うようにさせる圧力だとか、こういったものをいかにして取り除くか、こういう基本的な視点は、恐らく越委員からの問題提起に皆さん共感されるところかと思えます。

もしそれでしたら、この点に関する意見交換はこの程度にさせていただきまして、今日の課題として残された部分の取扱いに関してはどういたしましょうかね。

渡邊幹事 本日の御意見も踏まえて、幹事間で議論してもう一度整理してみたいと思います。

その上で、今後の進行でございますが、本日御提案させていただきましたとおり、A法人、B法人の名称の在り方の問題、組織変更の在り方についても、適宜、資料を作成したいと思いますので、その資料に基づいて御審議いただきたいと思っています。

伊藤座長 そういたしますと、次回に関してはA法人、B法人の名称と組織変更の在り方について審議をお願いするというところでよろしいですか。

それでは、本日の課題については、どういう形でお諮りするかを幹事と私も相談にあずかせていただきますが、それを協議させていただいて、次回は予定どおり、名称と組織変更についての審議をお願いしたいと思います。

それ以外に何か全般的なことで御発言や御質問がございますか。

高中委員 先ほど来の従事務所の在り方を含めてB法人が非常に複雑怪奇になりかねない。使用人を入れたらどうかとか、もうこれは何とかパズルみたいになりまして、法制度として、そのような多様なことを想定して、あらゆることを想定して、そういう立法をしなければいけないのか、ちょっと私疑問に思うのですよ。もうシンプルに考える、物事を単純に考える。制度として、渡邊幹事がいみじくもおっしゃいましたけれども、常駐はもう法人制度の基本なんだということのポリシーを一つ通せば、社員の常駐は基本であるとおっしゃったのですが、そういう一つの強い背骨、バグボーンがあれば、細かなものについて一々こうやっておったら、とてもじゃないですけども、利用者もおかしくなると思うのですね。そこは単純にお考えをいただきたい。

それから、不当関与についてちょっとしゃべろうかと思っていたのですが、今日越委員の

これは大変役に立つ書類でありありがとうございました。恐らく、中川委員が言ったように、これで一つの解釈基準をつくっていかねばいけないと思うのですが、一番たやすいのは、外国法事務がミスをして片っ端から懲戒になるという前例が積み重なれば一番いいのですが、そういう非常識なことを言うとはとんでもないことになりますから申し上げますが、撤回しますけれども、それはあり得ない話でございます。となると、この解釈基準については弁護士がキャッチする情報と、松木委員、越委員という経済界の方が実際にやってみて、これは困るぞという弊害、そういう情報を是非しばらく御提供いただいて、それを日弁連の中で、不当関与というのは懲戒事由になりますから、懲戒事由を類型化するということはあり得ないのですけれども、一つの考え方としてこれはどうかというのをやがて日弁連としてもまとめてみたら、これはよりよい制度運営に資するなというふうに思っていますので、是非、越委員、更にアイデアがございましたら、松木委員も、これは困ったというのがあったら出していただければなと思うところでございます。ちょっと余計なことを申し上げましたが、お願いしたいと思います。

伊藤座長 特にB法人、A法人における常駐の問題については、ただいまの高中委員の御発言のように、基本のところを押さえてというところを作業の目標にしたいと存じます。

他に御意見、御発言等ございますか。

それでしたら、予定の時間も過ぎておりますので、次回の研究会のことでございますが、11月12日木曜日午後3時から、場所は東京高等検察庁の17階の会議室にて行いたいと思います。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

—了—